

巻上げ機(ウインチ)の運転業務に係る 特別教育講習の実施について

車積載車に搭載される巻上げ機(ウインチ)の運転業務については、労働安全衛生法第59条及び労働安全衛生規則第36条の規程により、学科教育(6時間)及び実技教育(4時間)の受講が義務付けられています。

本講習は、学科教育のみの実施となり、実技教育については各事業場において「巻上げ機の運転」、「荷掛け及び合図」をご実施頂きます。各事業場は実技教育内容を実務訓練証明書へ記載し、学科教育修了証(商工組合にて交付)と共に保存することにより、特別教育講習の修了となります。

開催日時 2019年5月14日(火) 9:30~16:30

会場 自動車整備研修センター 山口市宝町604番地

実施要領

講習内容(学科)	受講資格	受講料
巻上げ機に関する知識 巻上げ機の運転に必要な一般的事項に関する知識 関係法令	会員事業場に勤務し、18歳以上で巻上げ機の運転に従事する方	3,500円 (資料代・税含み)

募集人数 20名程度

申込方法 受講申込書に必要事項をご記入の上、4月19日(金)までに自動車整備研修センター教育課窓口へお申込下さい。(FAX可)

その他 参加者が少数の場合は中止することがあります。
申込事業場には後日開催通知をお送りします。

巻上げ機(ウインチ)の運転特別教育(学科6時間)受講申込書

申込責任者

(フリガナ)	()	生年月日
受講者氏名		昭和・平成
		年 月 日生
(認証番号)	(Y -)	
事業場名		
TEL/FAX		

受講修了証を作成しますので、楷書で明瞭にご記入下さい。

ご記入頂いた個人情報は、当講習管理業務にのみ使用するもので、それ以外に使用することはありません。

担当：教育課 野上・玉重 (TEL：083-928-8282 FAX：924-8001)

(hp-yaspa)